

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除予定(二件)

土地収用法による事業の認定

過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の実施

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、四王寺地区第三工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十三号

昭和五十八年九月二十二日付けで国府町から申請のあつた土地改良(玉鉾地区草地造成)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和五十九年一月七日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（門田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

昭和五十八年十一月九日付けで鳥取市から申請のあつた鳥取南部（猪子）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

昭和五十八年十一月十六日付けで鳥取市から申請のあつた明治（細見）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒掃字具津掛四〇三の一・字榊浪口上エ四〇五・字上へ側上エ四五九の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒帰字具津掛四〇三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

青谷町

二 事業の種類

青谷町民野外活動広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡青谷町大字井手字空濱地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第八十号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事を行うので、道疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	大倉線	工事区間	日野郡溝口町谷川字大谷九八八地先から同町大倉字塔立一〇四一地先まで	工事の種類	改築	工事の開始の日	昭和五十九年一月二十七日
-----	-----	------	-----------------------------------	-------	----	---------	--------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
因伯政経研究会	多久 二郎	牧村 勝一	鳥取市元町三六七	昭和五十一年十月四日	その他政治団体
田中邦男後援会	汐田 博	伊沢 正純	西伯郡大山町安原 二七二	昭和五十一年十月十五日	"
鳥取県柔道整備師連盟	石塚 辰巳	林原 誠	鳥取市永楽温泉町 三七六	昭和五十一年十月三十一日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市福生支部	主たる事務所所在地	米子市上福原 一一五五	米子市皆生二 〇五三	昭和五十一年十月六日	政党の支部
自由民主党米子市巖支部	代表者の氏名	堀沢 堯司	有本 武夫	"	"
自由民主党米子市夜見支部	代表者の氏名	石田 富一	妹尾 義孝	"	"
"	代表者の氏名	森川 秀明	柏木 寿男	"	"
角田勇一後援会	会計責任者の氏名	山 根 登	中村 豊吉	昭和五十一年十月十九日	その他政治団体
給野久嘉を励ます会	主たる事務所所在地	鳥取市湖山町 北一―二六五	鳥取市湖山町 北六―二〇二	昭和五十一年十月十七日	"
竹本嘉之後援会	"	八頭郡佐治村 大字福園一二五	八頭郡佐治村 大字加茂四五	昭和五十一年十月二十九日	"
"	代表者の氏名	田中 照男	竹本 治男	"	"
"	会計責任者の氏名	竹本 富造	竹本 大蔵	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規

定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
野島亀男後援会	南城 一郎	野島 憲夫	倉吉市沢谷二二七	昭和五十一年十月一日	その他政治団体
川田良雄後援会	鑑 巖	鑑 巖	東伯郡東郷町松崎五九二一八	昭和五十八年十月十五日	"
竹内恒次後援会	鈴木 恭彬	須崎 弘行	鳥取市西町一一一〇六	昭和五十八年十月十六日	"
渡辺勇後援会	角 仙一	都田 進	一境港市森岡町五五	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
野島亀男後援会	昭和58年11月22日 (昭和58年3月31日解散)	100,000円	100,000円	0円
川田良雄後援会	昭和58年10月25日 (昭和58年3月31日解散)	40,000円	40,000円	0円
竹内恒次後援会	昭和58年10月26日 (昭和57年12月31日解散)	0円	0円	0円
渡辺勇後援会	昭和58年10月26日 (昭和58年10月20日解散)	0円	0円	0円

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
野島亀男後援会	昭和58年11月22日 (昭和58年3月31日解散)	100,000円	100,000円	0円
川田良雄後援会	昭和58年10月25日 (昭和58年3月31日解散)	40,000円	40,000円	0円
竹内恒次後援会	昭和58年10月26日 (昭和57年12月31日解散)	0円	0円	0円
渡辺勇後援会	昭和58年10月26日 (昭和58年10月20日解散)	0円	0円	0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十九年一月三十日(月) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について
 - 2 その他